

第28回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年4月24日(土)

16時30分～18時00分

会場 危機管理防災センター本部会議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 3週間の発生動向について（年齢別）
- 10 説明資料6 感染経路内訳（判明日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数等（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 変異株について
- 15 説明資料 11 高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数
- 16 説明資料 12 人流の状況について
- 17 説明資料 13 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について
- 18 説明資料 14 まん延防止等重点措置実施期間における県立学校の部活動

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授（WEB 参加）
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授（WEB 参加）
讃井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長（WEB 参加）
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事
高田 直芳	教育長
真砂 和敏	県民生活部長
安藤 宏	危機管理防災部長
山崎 達也	福祉部長
関本 建二	保健医療部長
星 永進	保健医療部 参事
本多 麻夫	保健医療部 参事
岸本 剛	衛生研究所 副所長

ご議論いただきたいポイント

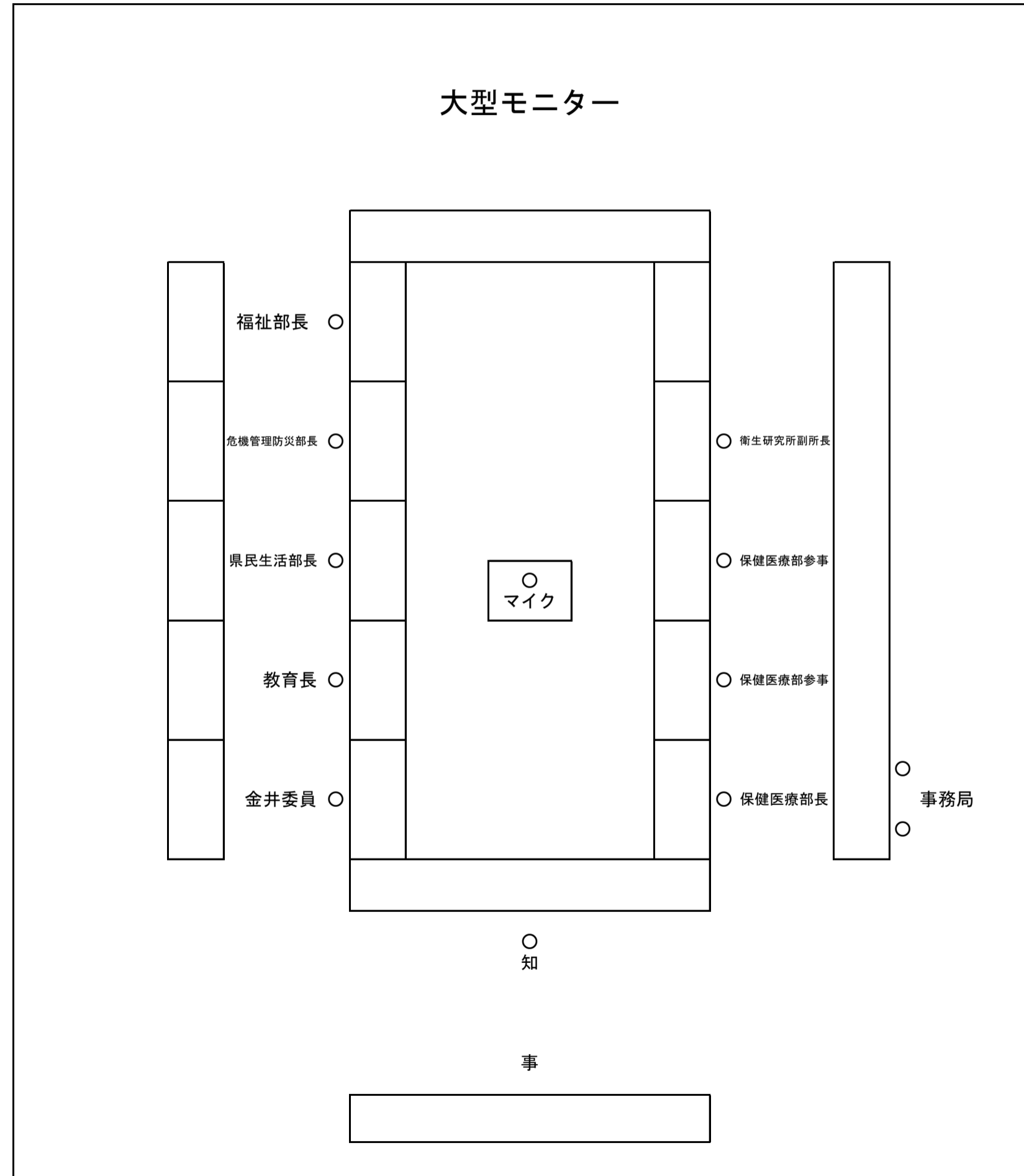
埼玉県の実況分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について

第28回埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 座席表

令和3年4月24日
危機管理防災センター
2階本部会議室



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の感染症の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別紙に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附則

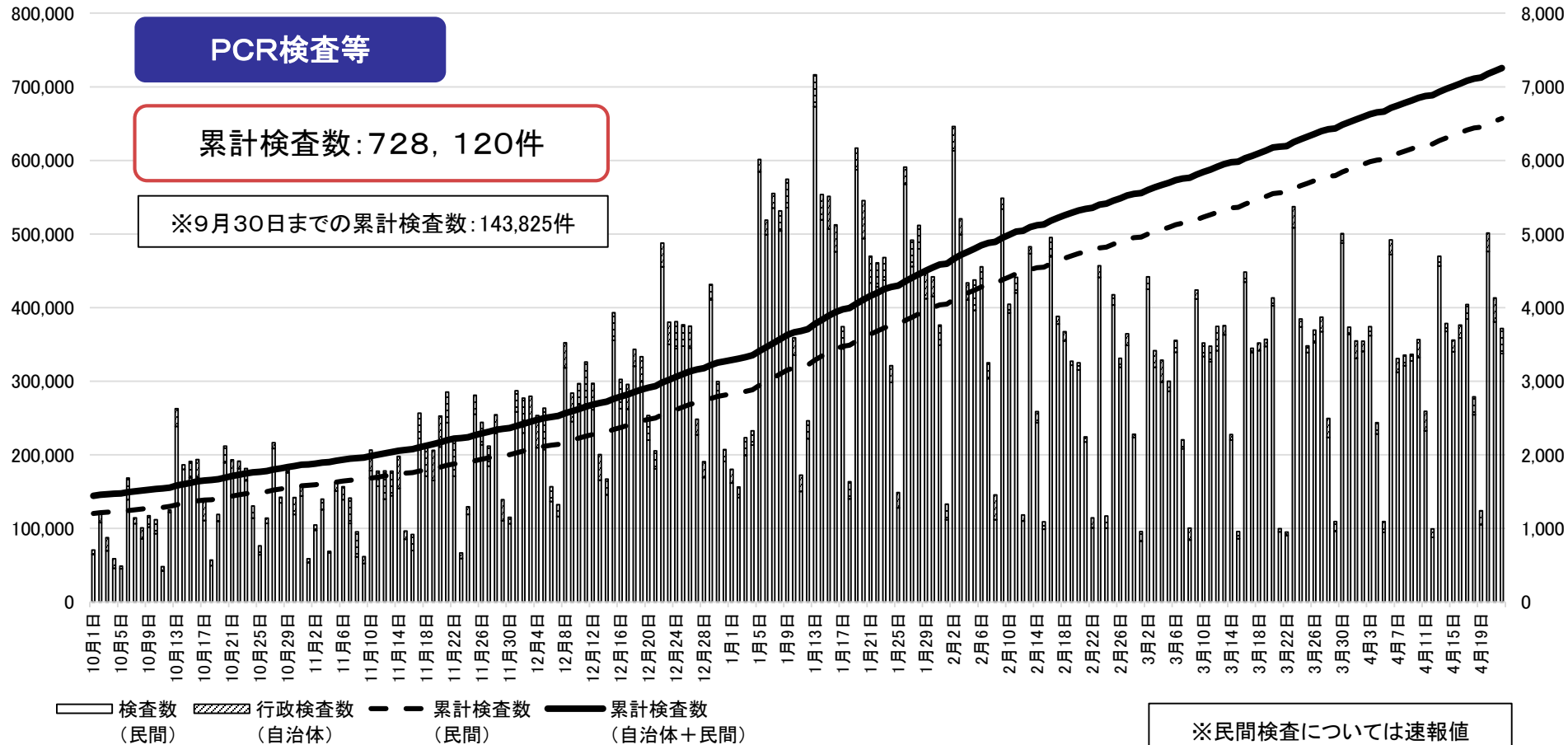
この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

別紙（第3条関係）

- 岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長
- 金井 忠男 埼玉県医師会 会長
- 川名 明彦 防衛医科大学校 教授
＜内科学（感染症・呼吸器）＞
- 坂木 晴世 国際医療福祉大学大学院 准教授
＜医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野＞
感染症看護専門看護師
- 讃井 将満 自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
- 竹田 晋浩 かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
- 松田 久美子 埼玉県看護協会 会長
- 光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター教授
＜感染症科・感染制御科＞

PCR検査等の現状

資料 1

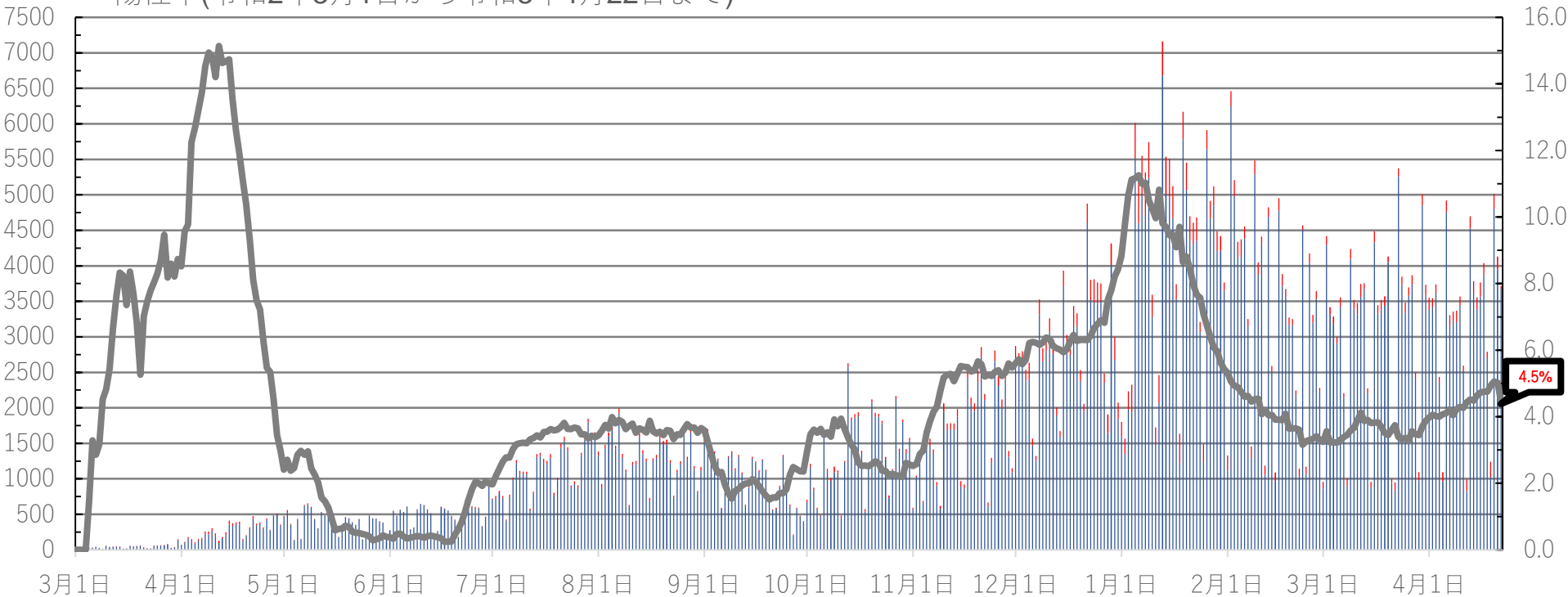


陽性率の推移

資料 2

陽性率(令和2年3月1日から令和3年4月22日まで)

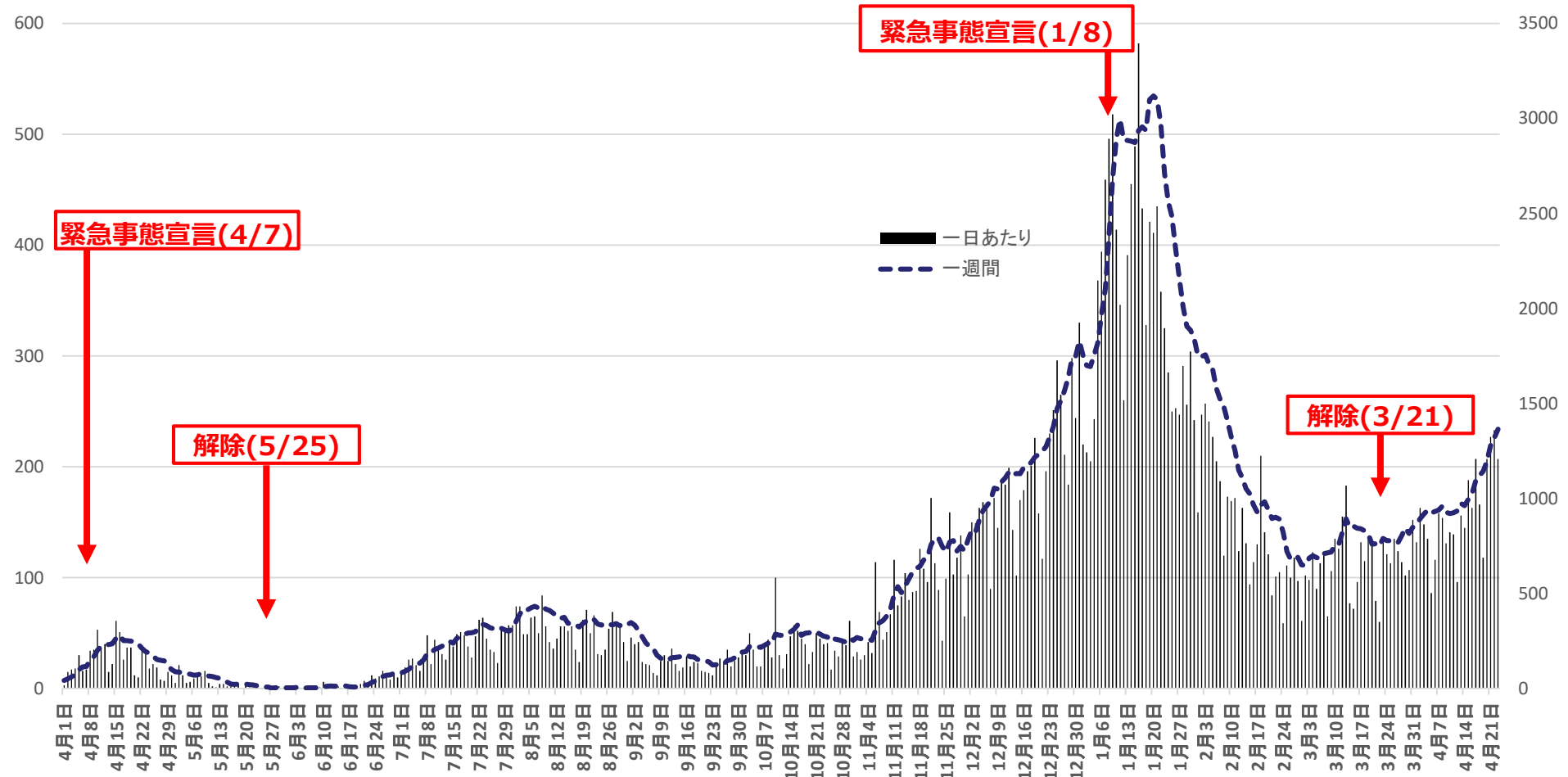
■ 陰性 ■ 陽性 — 移動平均



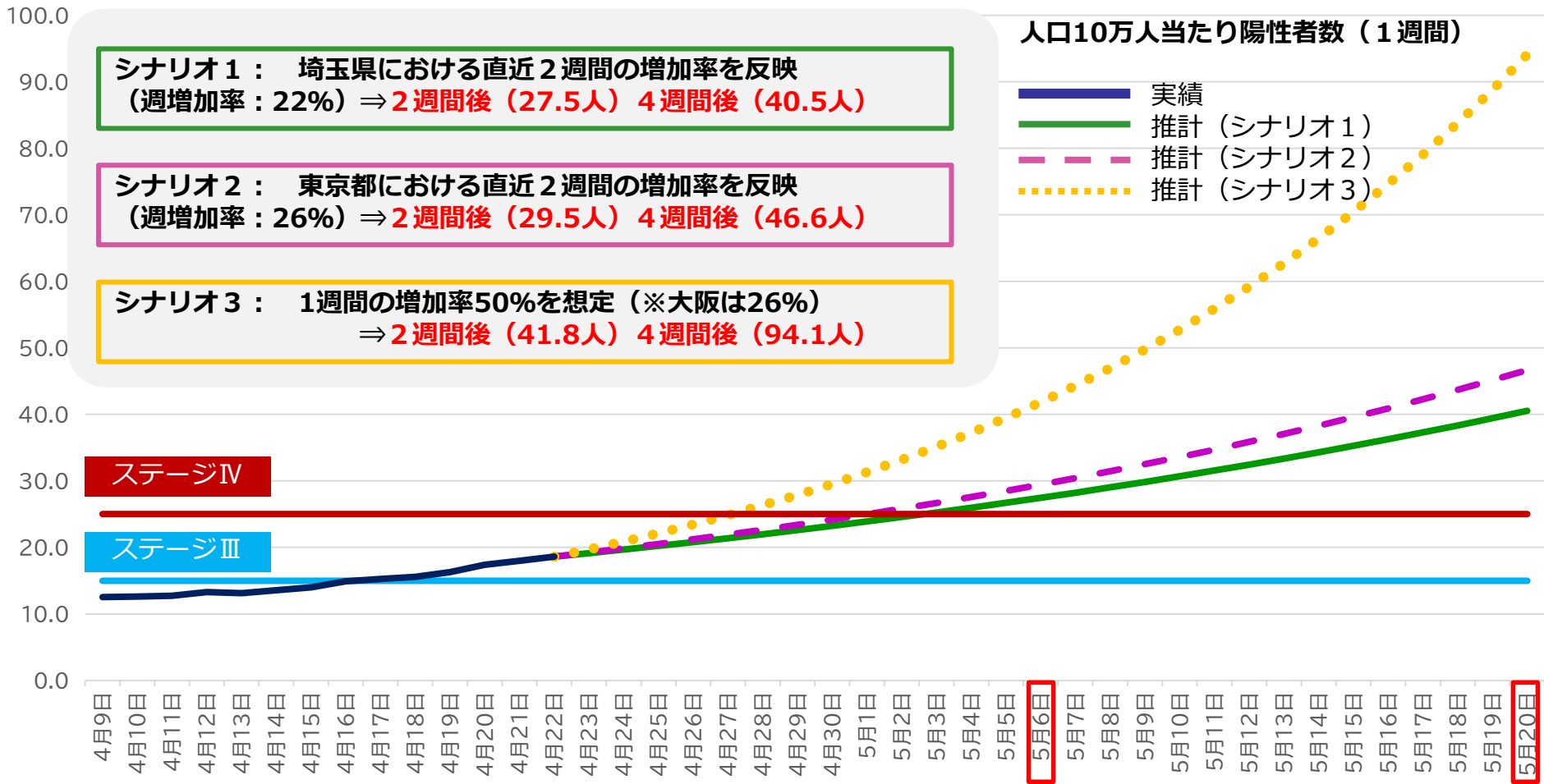
※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。
※陰性確認のための検査は含まれていない。

陽性者数の推移(日別)

資料 3



今後の新規陽性者推計について(4月23日時点)

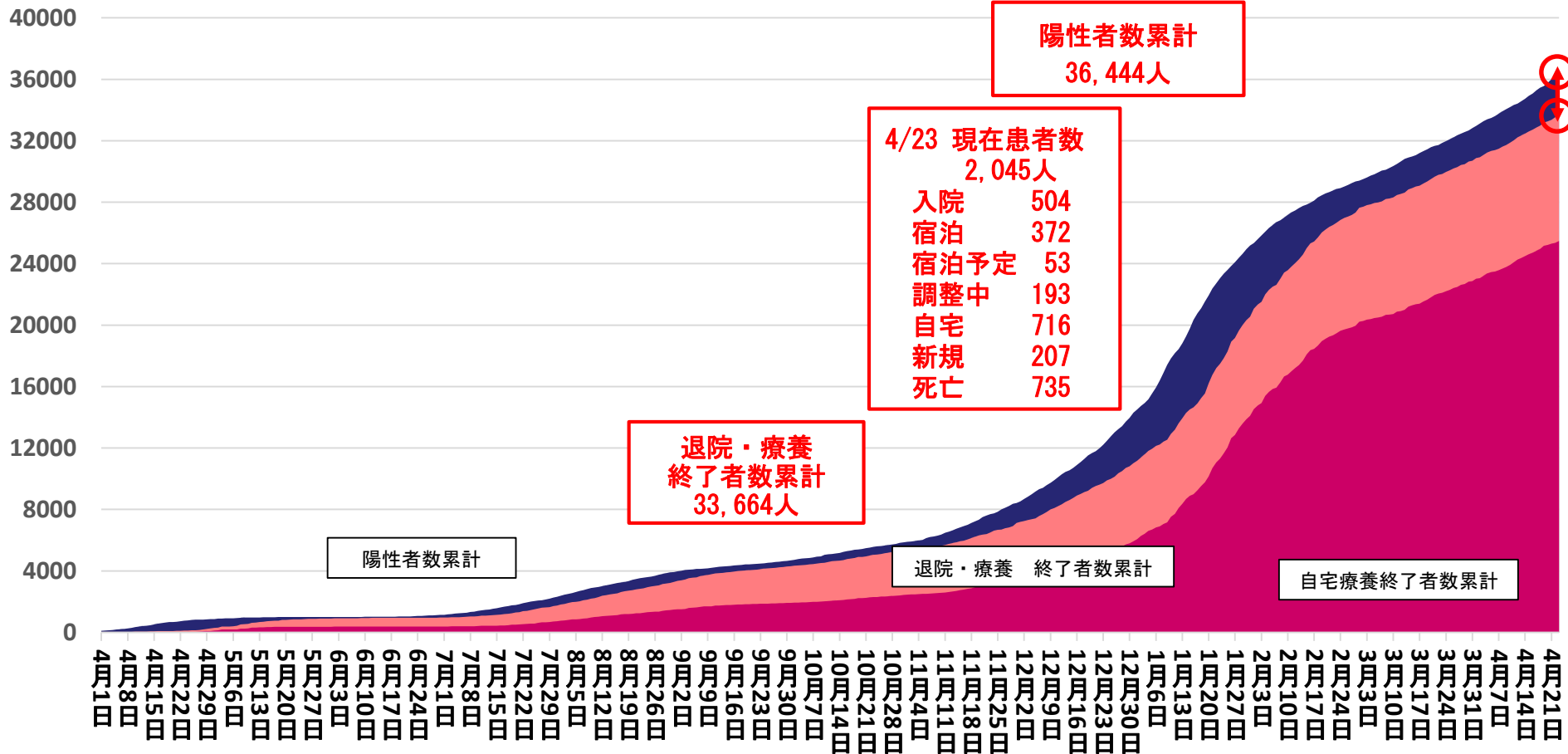


	2/26~3/4		3/11~17		3/25~31		4/2~8		4/9~15	
	増減率	陽性者/10万人	増減率	陽性者/10万人	増減率	陽性者/10万人	増減率	陽性者/10万人	増減率	陽性者/10万人
埼玉	0.97	9.52	1.11	11.44	1.09	11.52	1.11	13.07	1.04	13.56
千葉	1.03	14.09	0.97	11.26	1	11.49	0.89	10.21	1.1	11.18
東京	0.96	13.53	1.13	15.03	1.16	18.14	1.15	21.47	1.23	26.32
神奈川	1.08	8.95	0.86	7.34	1.03	7.94	1.17	9.4	1.31	12.34
愛知	1.05	4.14	1.07	3.84	1.41	6.37	1.79	11.49	1.41	16.18
京都	0.48	1.32	0.86	2.67	2.32	7.9	1.89	17.31	1.33	23.07
大阪	0.94	5.86	1.32	8.07	2.34	28.6	1.64	53.52	1.42	77.02
兵庫	1.03	3.6	1.88	7.03	1.97	17.03	1.55	29.14	1.53	44.71

	2/22~28		3/1~7		3/8~14		3/15~21		3/22~28		3/29~4/4		4/5~11	
	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率	検査数	陽性率
埼玉	23,065	3.00%	30,257	2.30%	34,932	2.40%	31,579	2.40%	47,465	1.70%	28,424	2.80%	22,144	4.20%
千葉	16,531	5.00%	20,615	4.10%	20,700	3.50%	30,886	2.20%	34,797	2.00%	16,328	3.60%	15,470	4.00%
東京	60,909	3.20%	58,226	3.10%	70,433	2.80%	95,480	2.20%	51,632	4.80%	60,277	3.90%	50,609	6.50%
神奈川	23,431	3.50%	28,446	2.70%	21,071	3.40%	24,919	2.80%	17,798	3.70%	17,942	3.70%	18,448	5.10%
愛知	8,730	3.30%	10,257	2.90%	9,683	3.00%	8,192	3.00%	21,406	2.10%	10,430	5.10%	11,632	8.50%
京都	4,540	1.00%	5,736	0.80%	4,842	1.80%	7,687	0.90%	5,632	2.60%	6,504	4.30%	6,928	7.60%
大阪	22,487	2.30%	29,460	1.90%	34,057	1.90%	36,778	2.30%	46,260	3.90%	54,671	5.70%	51,155	11.10%
兵庫	7,821	2.10%	9,606	2.30%	9,769	3.00%	12,409	3.50%	12,394	5.60%	16,075	6.50%	12,792	14.80%

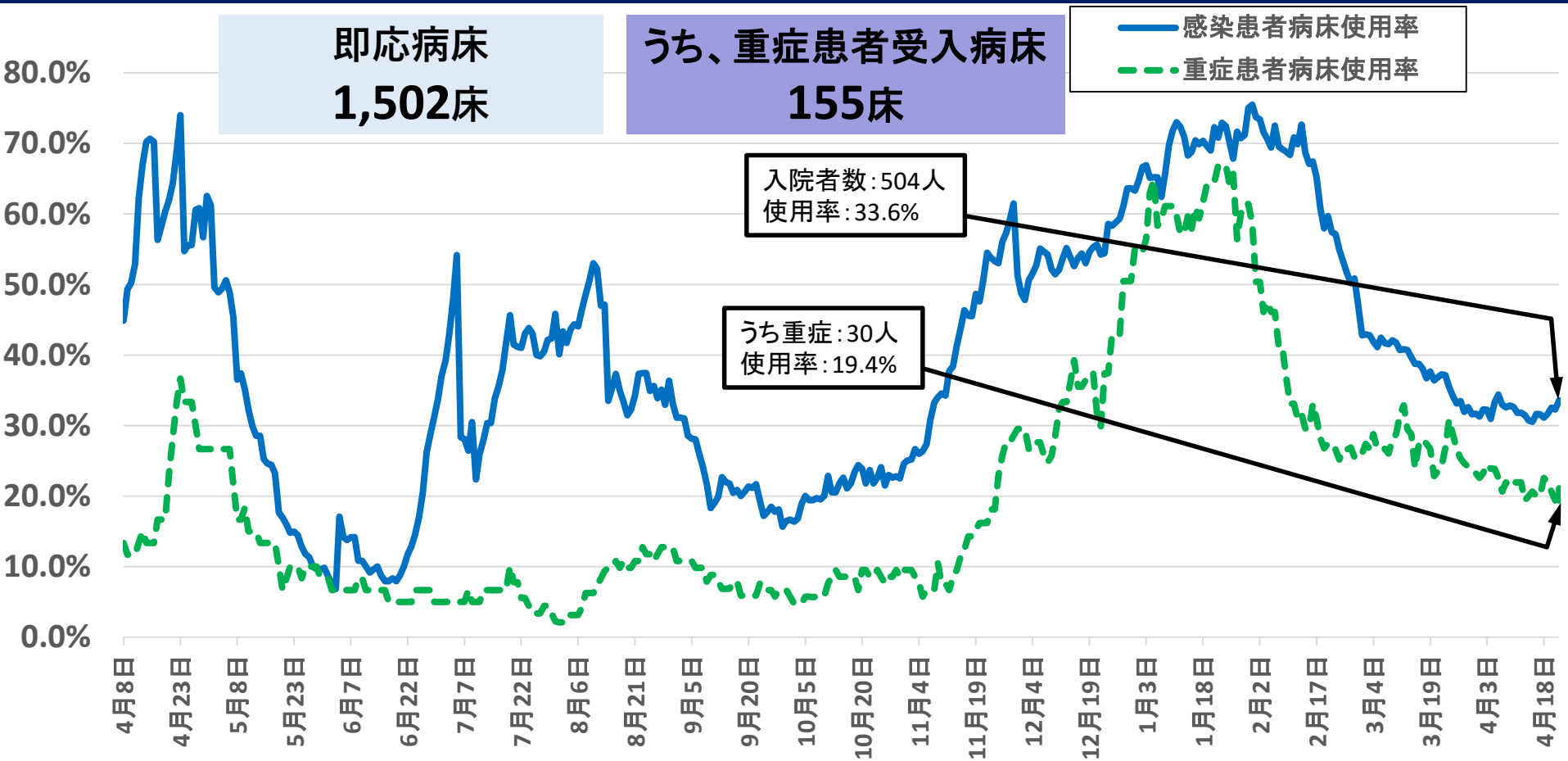
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-2



病床使用率の推移

資料 4

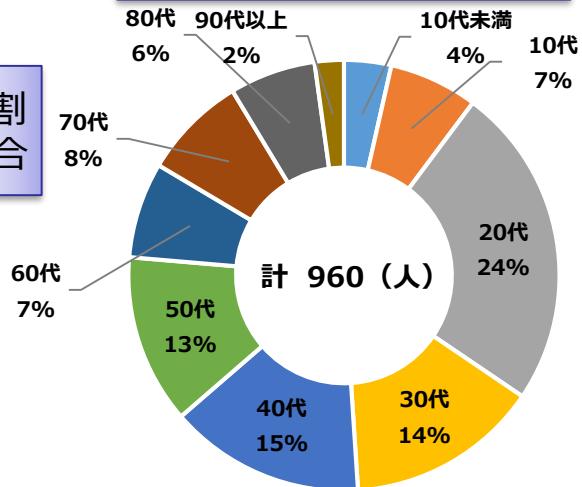


3週間の発生動向について(年齢別)

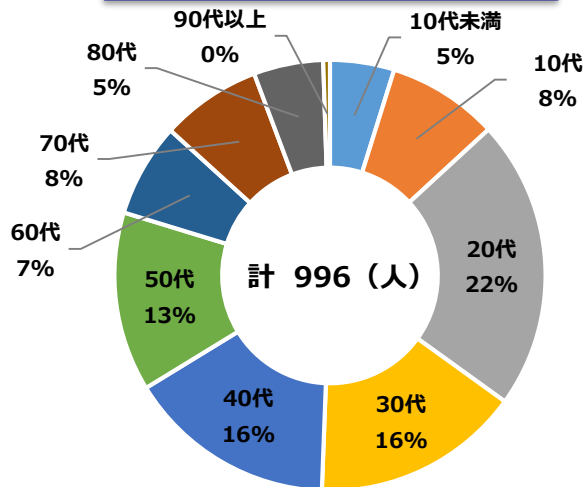
資料5

①4月2日～4月8日

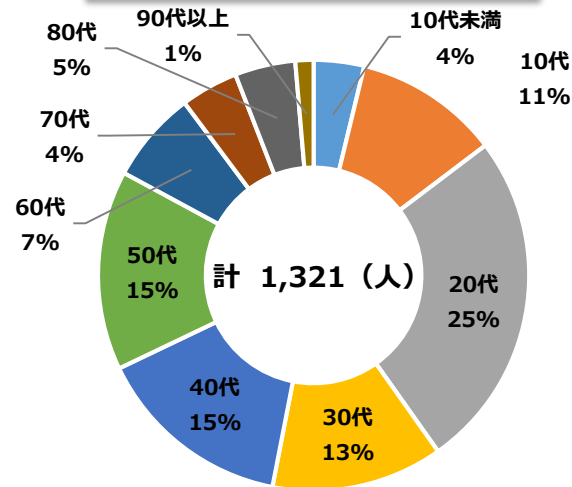
割合



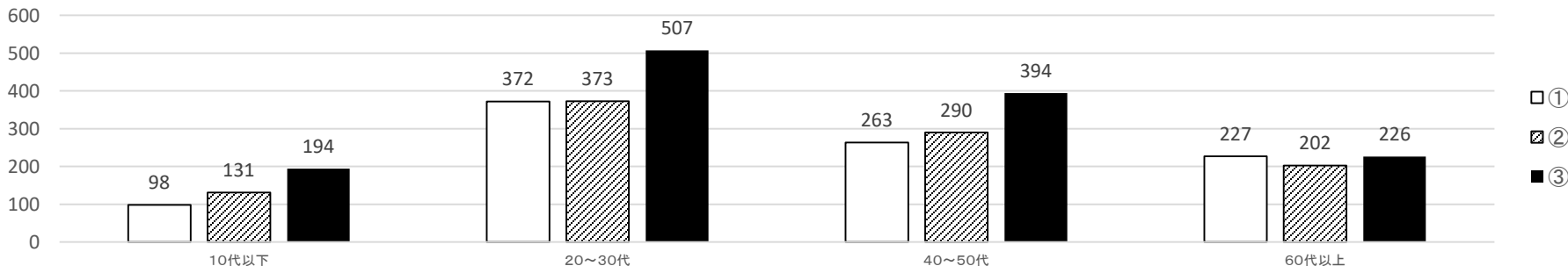
②4月9日～4月15日



③4月16日～4月22日

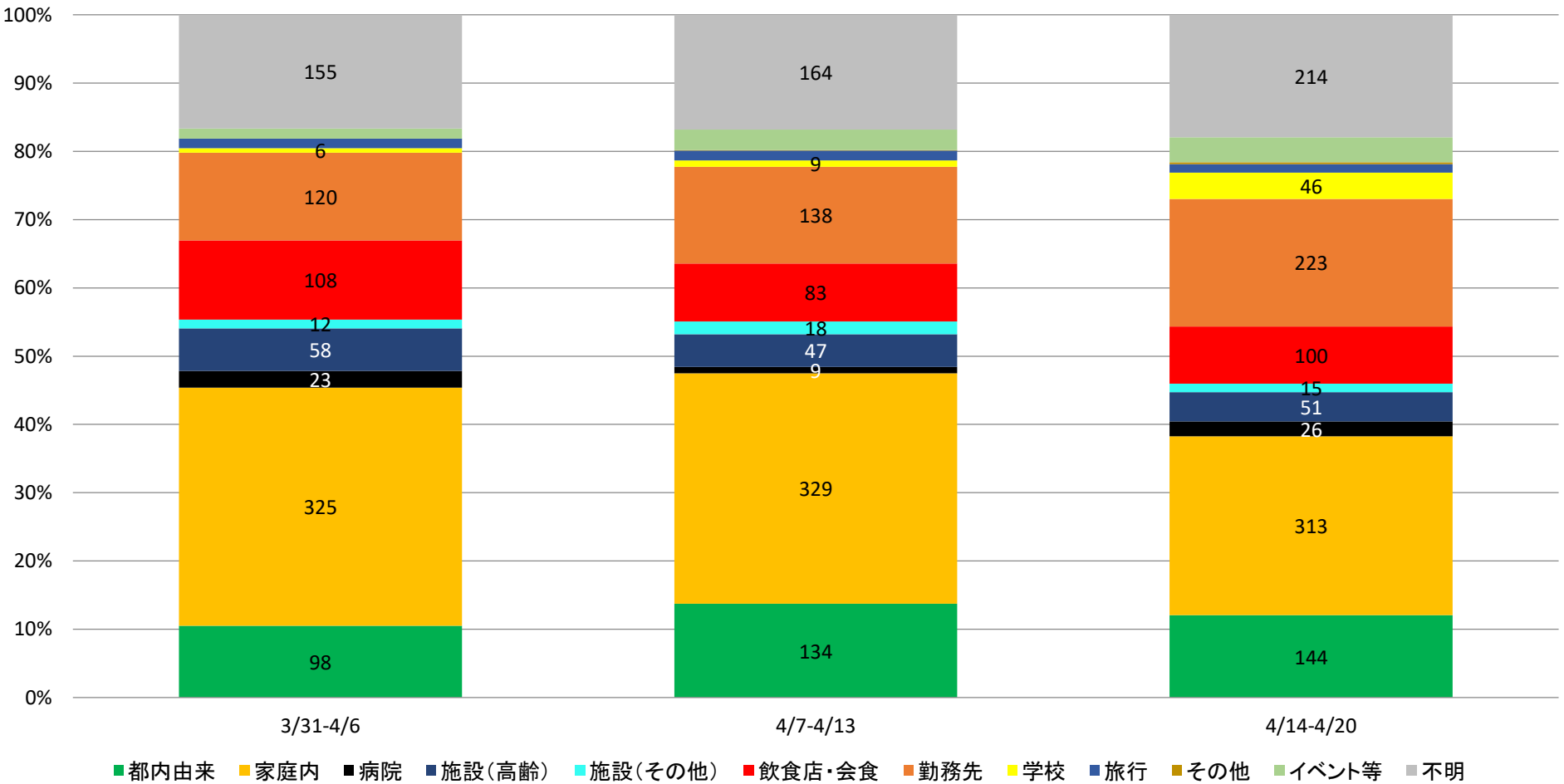


実数



感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース)

資料6



人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

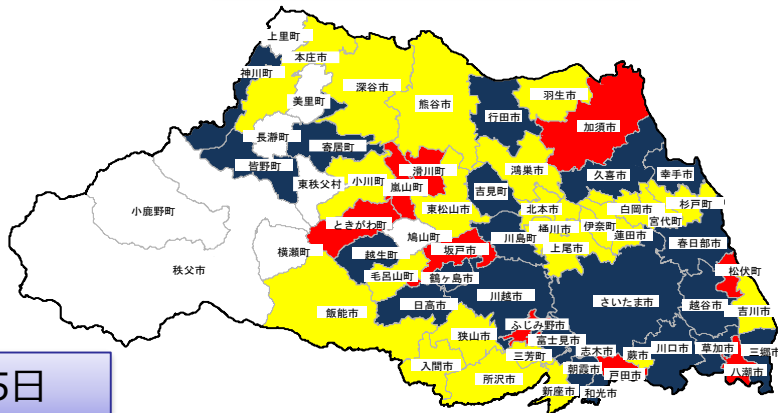
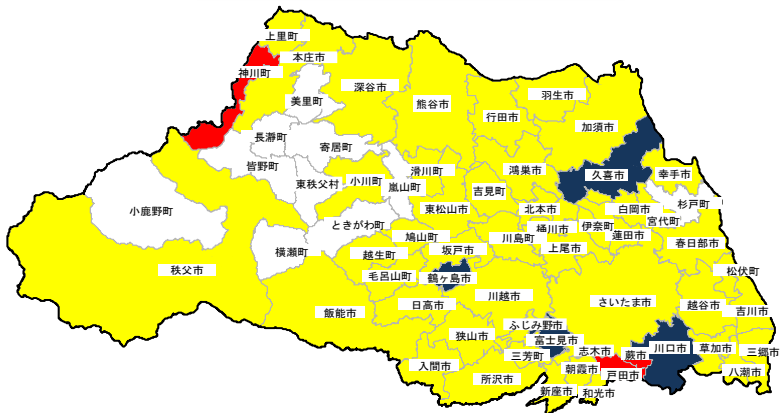
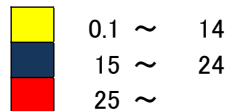
資料7

4月2日～4月8日

4月16日～4月22日

4月9日～4月15日

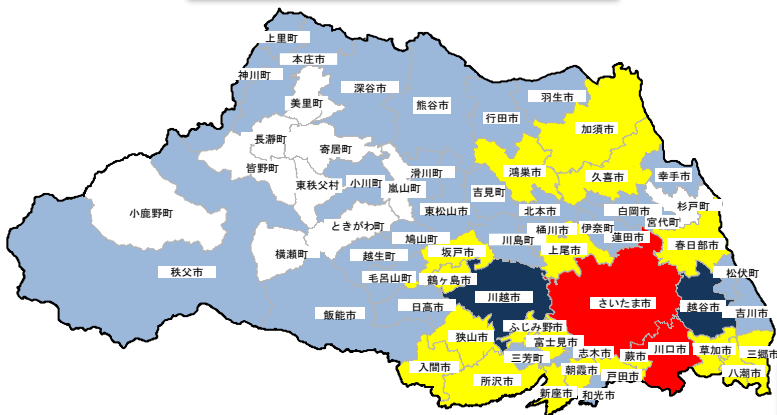
(人口10万人あたりの人数)



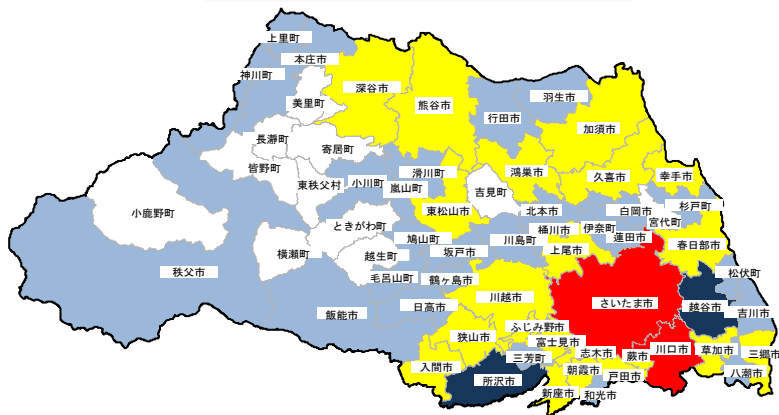
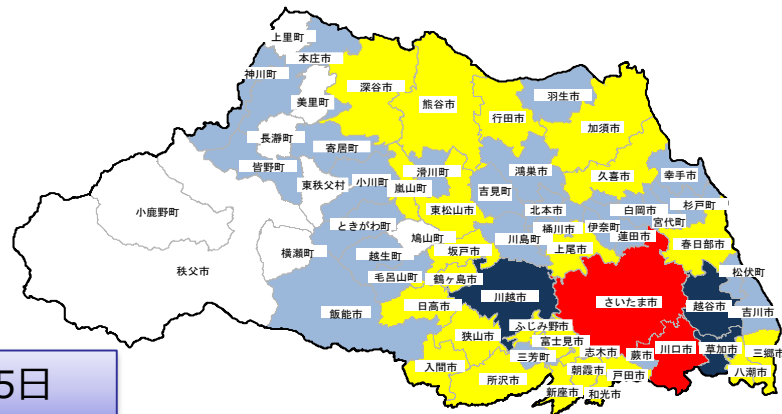
市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

4月2日～4月8日

4月16日～4月22日



4月9日～4月15日



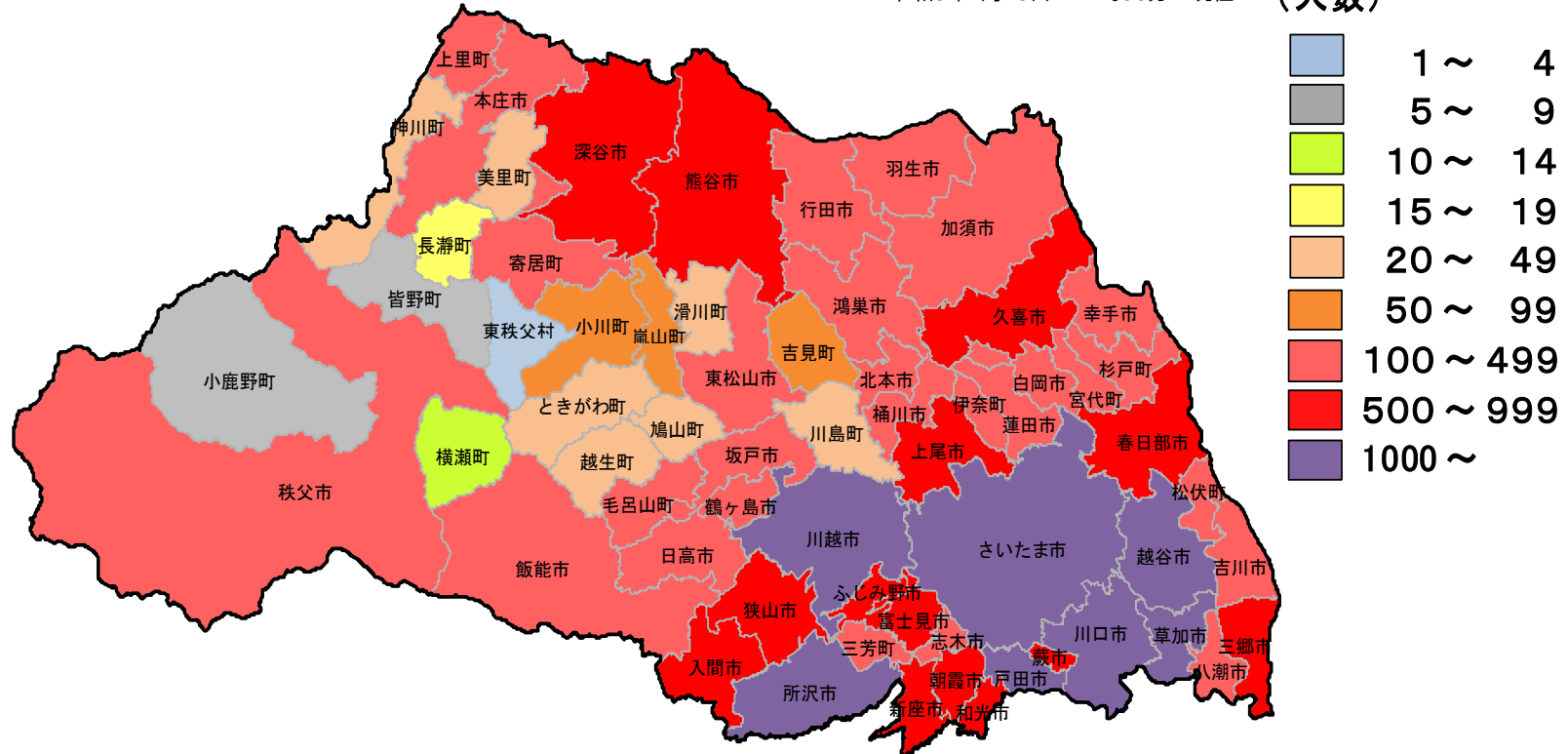
(新規陽性者数)



市町村別陽性者数(累計)

資料7-2

令和3年4月23日 17時30分 現在 (人数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	4月9日	4月16日	4月23日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	32.8% (494/1,505)	31.7% (472/1,491)	33.6% (504/1,502)
入院率	40%以下 (25%以下)	30.6% (494/1,617)	29.1% (472/1,624)	24.6% (504/2,045)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	21.3% (33/155)	20.0% (31/155)	19.4% (30/155)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	22.0人 (1,617人)	22.1人 (1,624人)	27.9人 (2,045人)
PCR検査陽性率 (※ 1 週間の平均)	5% (10%)	4.2%	4.7%	4.5% ※4月22日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	12.6人 (928人)	14.0人 (1,028人)	18.6人 (1,365人)
感染経路不明割合	50%	46.1%	45.9%	44.8%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7日)※平均世代時間を5日と仮定	1.027	1.076	1.224

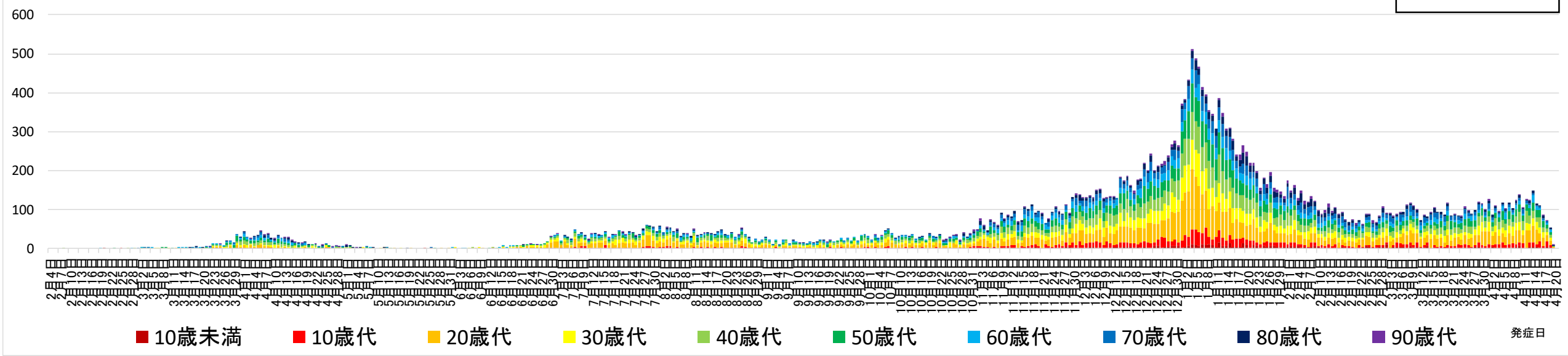
ステージ指標1都3県比較（0423時点）

資料8-1

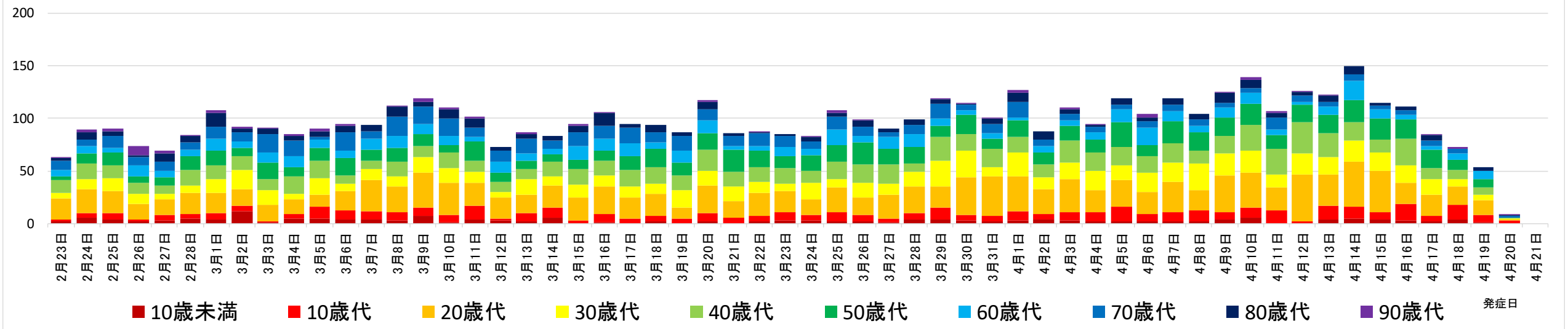
	医療提供体制などの負荷			療養者数	監視体制 PCR陽性率	感染の状況		
	病床のひっ迫具合					新規報告数	※参考 直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床	入院率					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)		40%以下 (25%以下)	人口10万人当たり の全療養者数 20人以上 (30人以上)	5%以上 (10%以上)	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より 多い	50%以上
埼玉県	33.6%	19.4%	24.6%	27.9人	4.5%	18.6人	1.33	44.8%
東京都	34.3%	※1 (15.7%)	29.8%	41.7人	5.9%	35.1人	1.29	57.7%
神奈川県	24.5%	15.6%	21.4%	19.7人	6.2%	17.0人	1.33	52.4%
千葉県	23.8%	12.0%	27.2%	14.7人	5.2%	14.7人	1.31	49.9%

※各自治体HP等による ※1東京都の定義による重症者数を計上

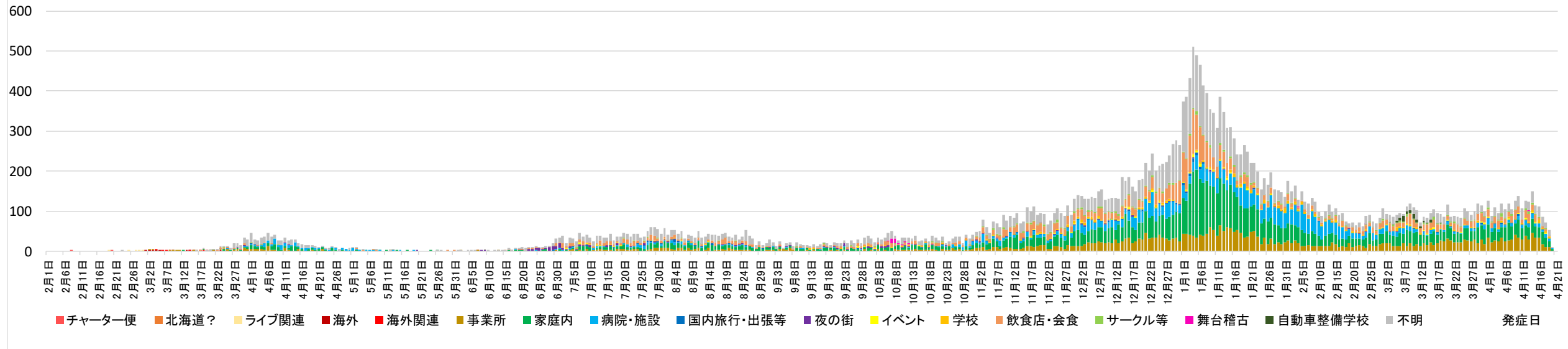
年齢別発症者数



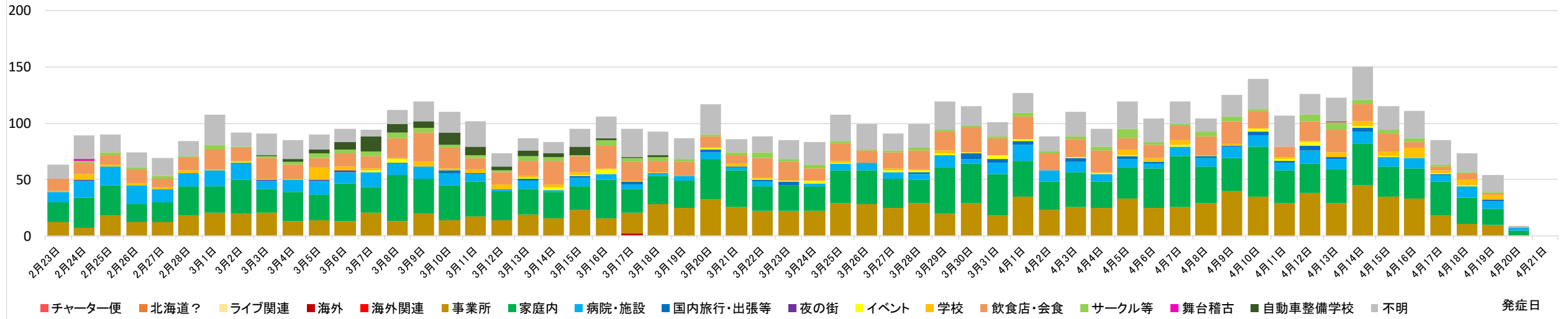
年齢別発症者数 2021年2月23日～2021年4月21日



感染原因別発症者数



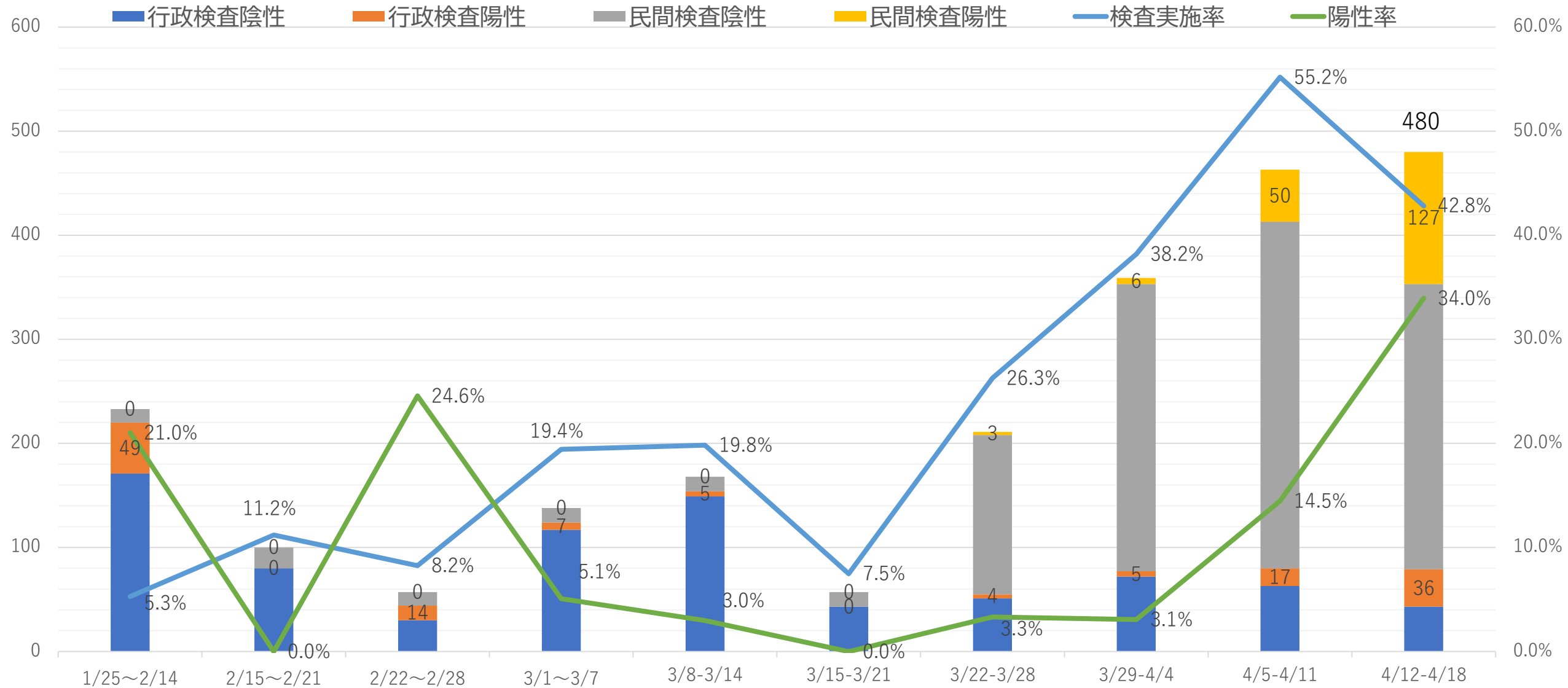
感染原因別発症者数 2021年2月23日～2021年4月21日



埼玉県内のN501Y変異株PCR検査の実施状況

	新規 感染者数 (a)	検査 実施数 (b)			検査 実施率 (c) b/a	変異株 PCR 陽性者 数(d)	陽性率 (e) d/b
			(行政)	(民間)			
1/25-2/14	4,418	233	220	13	5.3%	49	21.0%
2/15-2/21	894	100	80	20	11.2%	0	0.0%
2/22-2/28	691	57	44	13	8.2%	14	24.6%
3/1-3/7	710	138	124	14	19.4%	7	5.1%
3/8-3/14	847	168	154	14	19.8%	5	3.0%
3/15-3/21	762	57	43	14	7.5%	0	0.0%
3/22-3/28	803	211	55	156	26.3%	7	3.3%
3/29-4/4	940	359	77	282	38.2%	11	3.1%
4/5-4/11	839	463	80	383	55.2%	67	14.5%
4/12-4/18	1,121	480	79	401	42.8%	163	34.0%
全検査期間 (R3.1/25~4/18)	12,025	2,266	956	1,310	18.8%	323	14.3%

埼玉県内のN501Y変異株PCR検査実施状況の推移

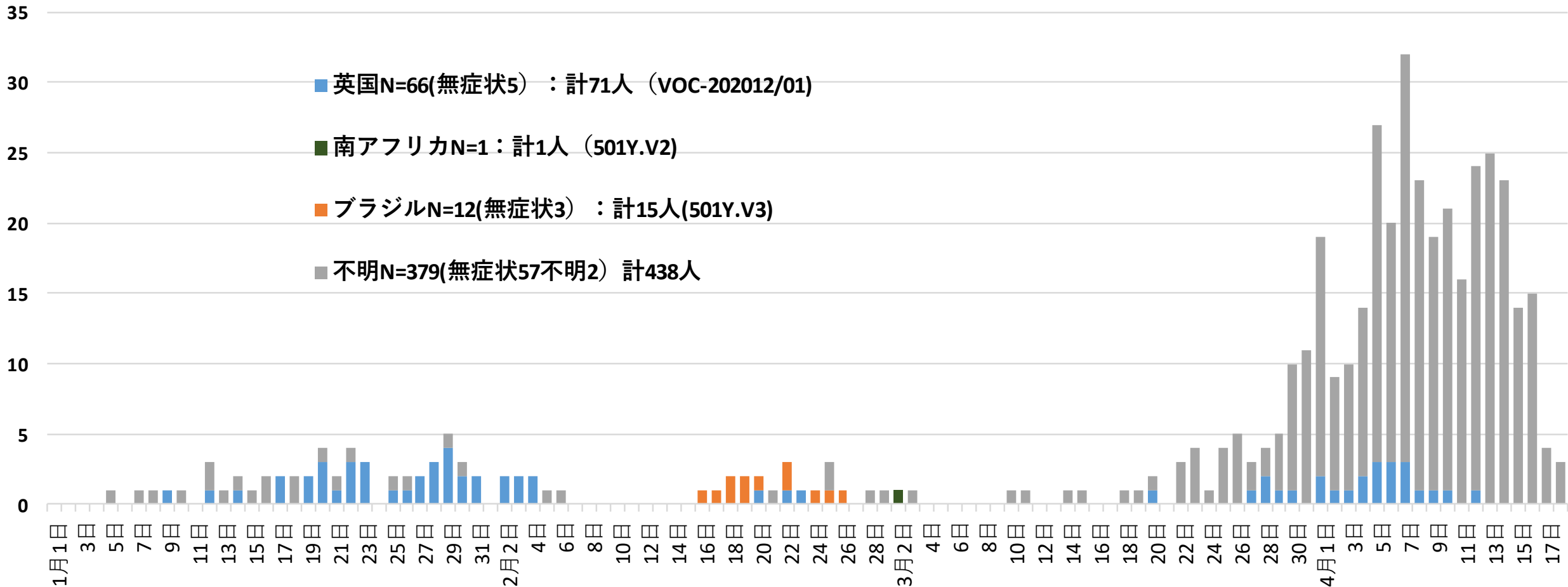


501Y関係者全て

N501Y（変異株）発症曲線

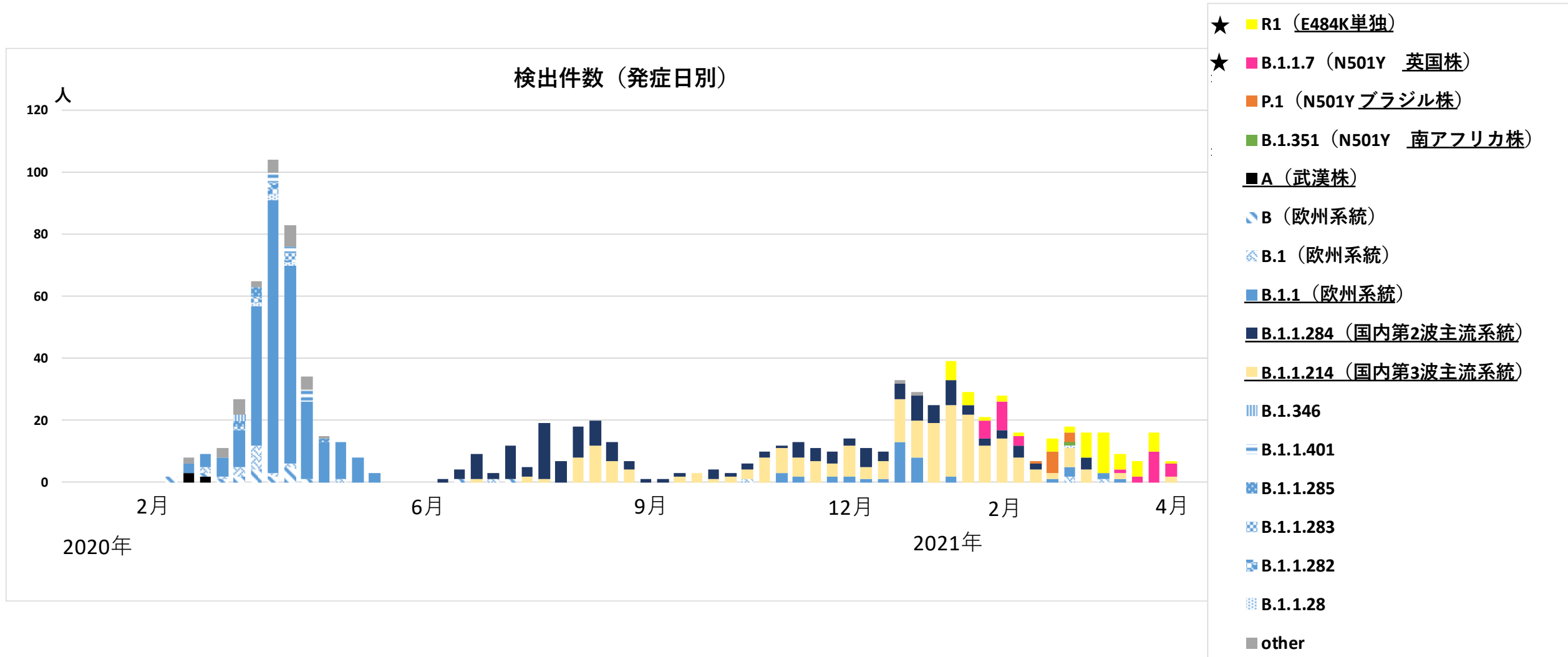
亜型別発症者数（発症日別） N=458人（他に無症状・不明67人 計525人）

人



COVID-19のゲノム分析状況（発症日別）①

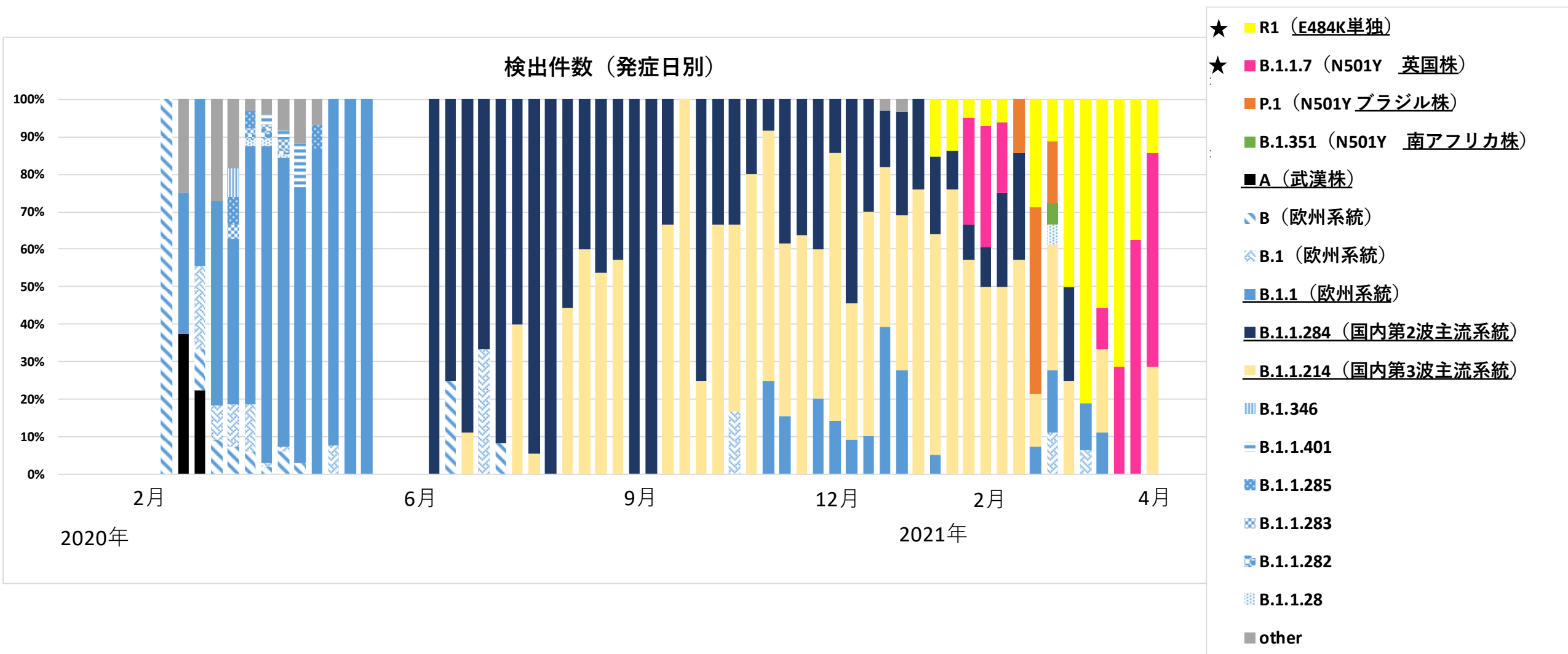
（埼玉県衛生研究所（技術協力：国立感染症研究所（病原体ゲノム解析研究センター）））



※2021.2月下旬以降は埼玉衛生研究所においてNGS実施

COVID-19のゲノム分析状況（発症日別（割合））①

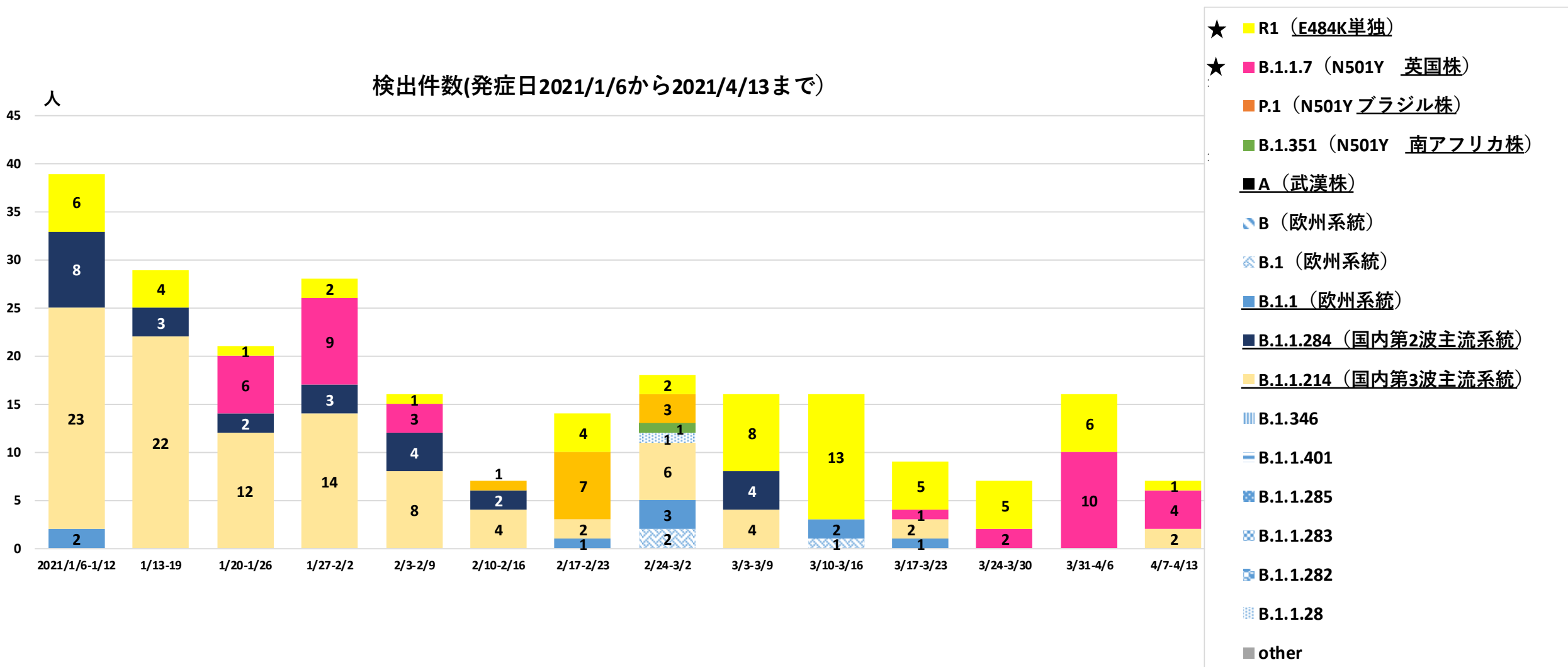
（埼玉県衛生研究所（技術協力：国立感染症研究所（病原体ゲノム解析研究センター））



※2021.2月下旬以降は埼玉衛生研究所においてNGS実施

COVID-19のゲノム分析状況（発症日別）②（2021/1/6～4/13）

（埼玉県衛生研究所（技術協力：国立感染症研究所（病原体ゲノム解析研究センター））

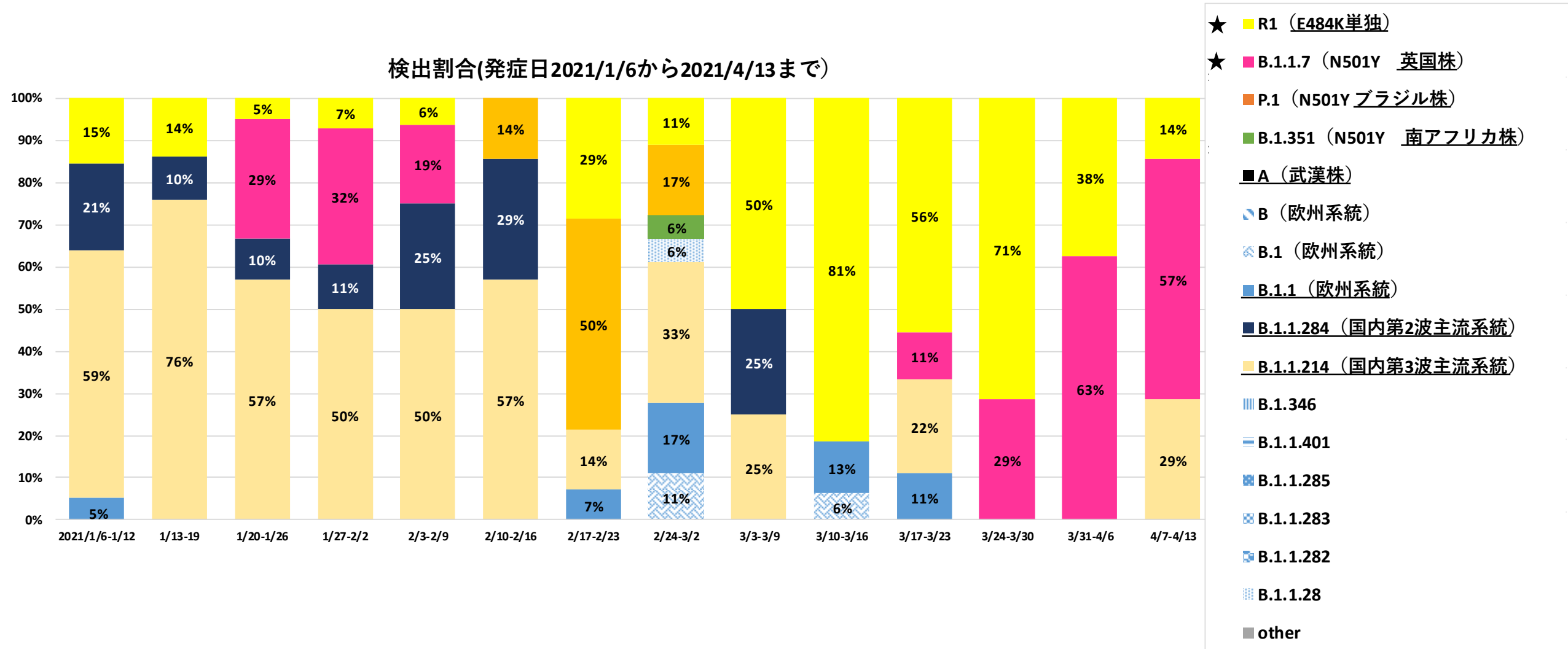


※2021.2月下旬以降は埼玉衛生研究所においてNGS実施

COVID-19のゲノム分析状況（発症日別（割合））②（2021/1/6～4/13）

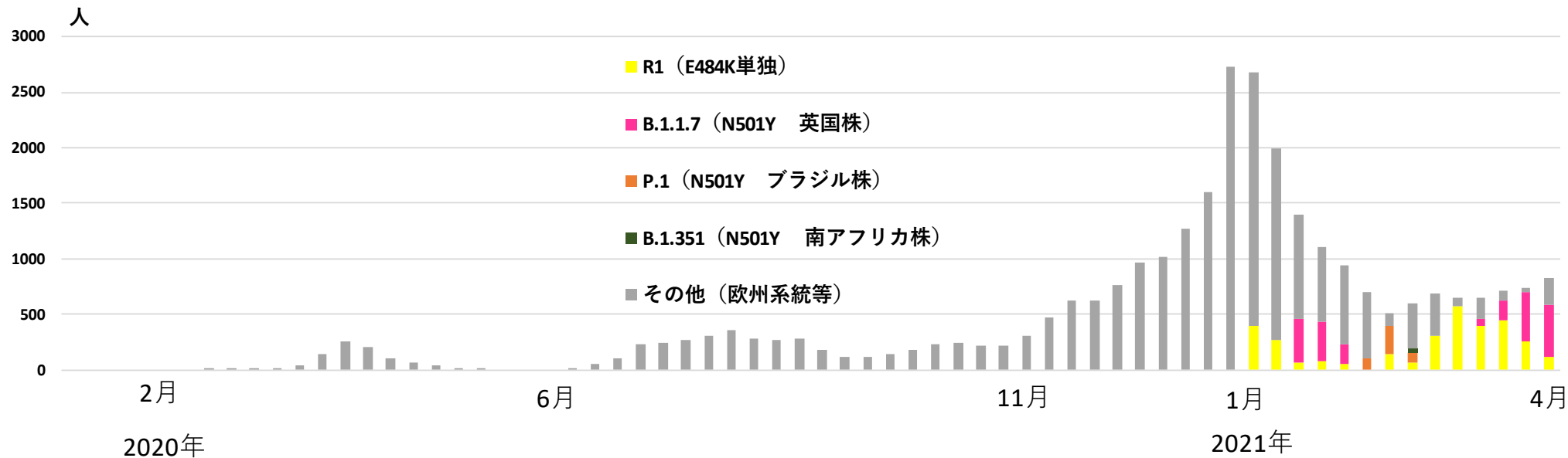
（埼玉県衛生研究所（技術協力：国立感染症研究所（病原体ゲノム解析研究センター））

検出割合(発症日2021/1/6から2021/4/13まで)

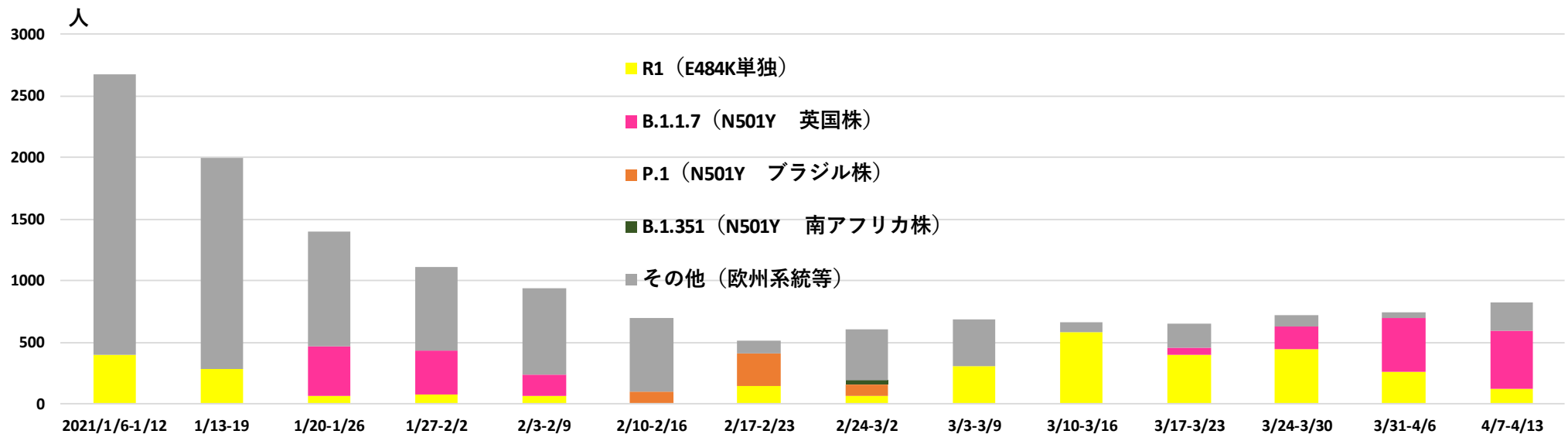


※2021.2月下旬以降は埼玉衛生研究所においてNGS実施

主な遺伝子型別 発症者の推計例



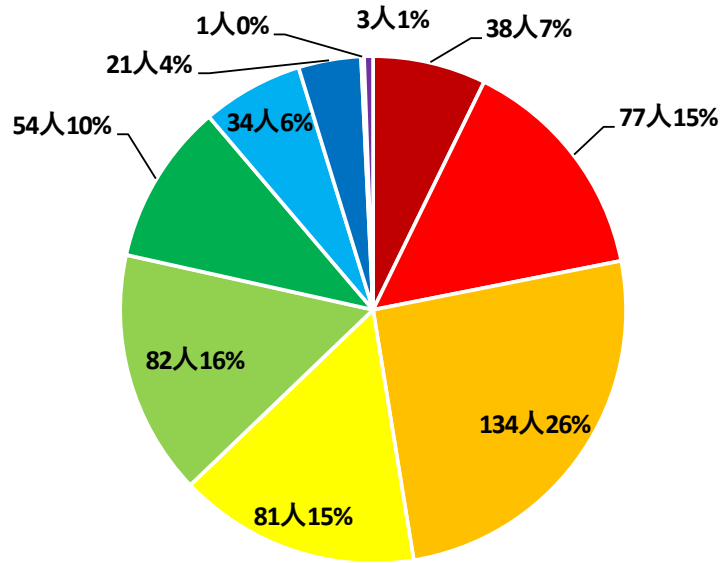
主な遺伝子型別 発症者の推計例 (2021/1/6から2021/4/13まで)



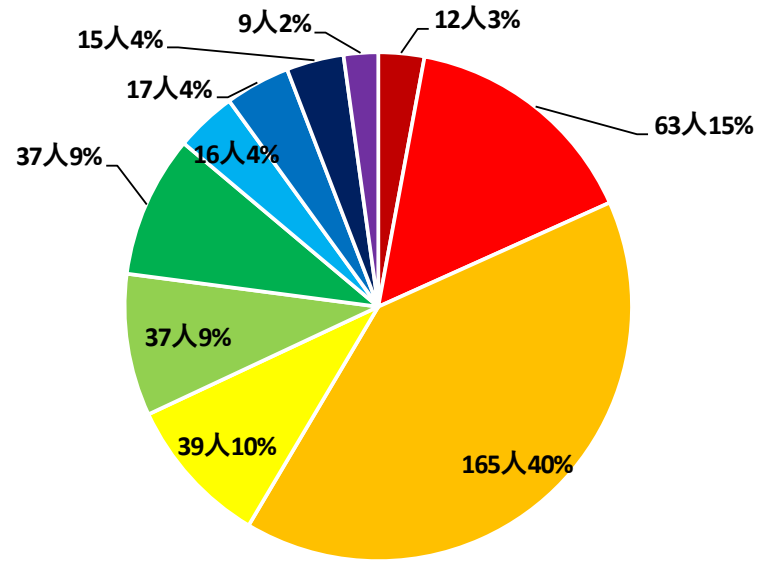
全陽性者年齢別割合

(1/1-4/21)

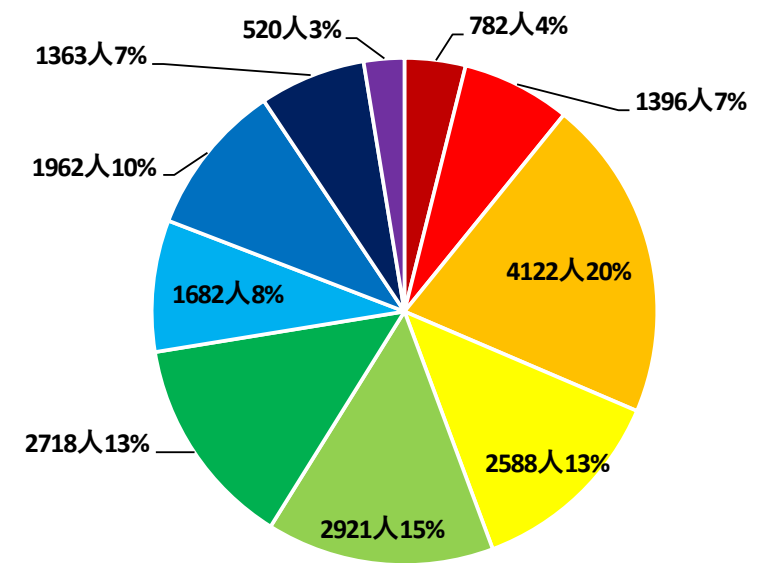
N501Y (N=525)



R1 [E484K(+).N501Y(-)] (N=410)



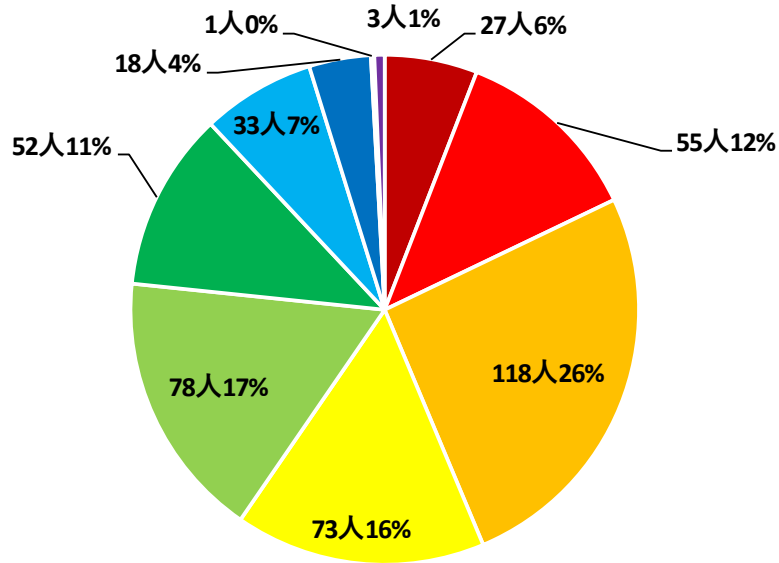
その他 (欧州系統等) (N=20057)



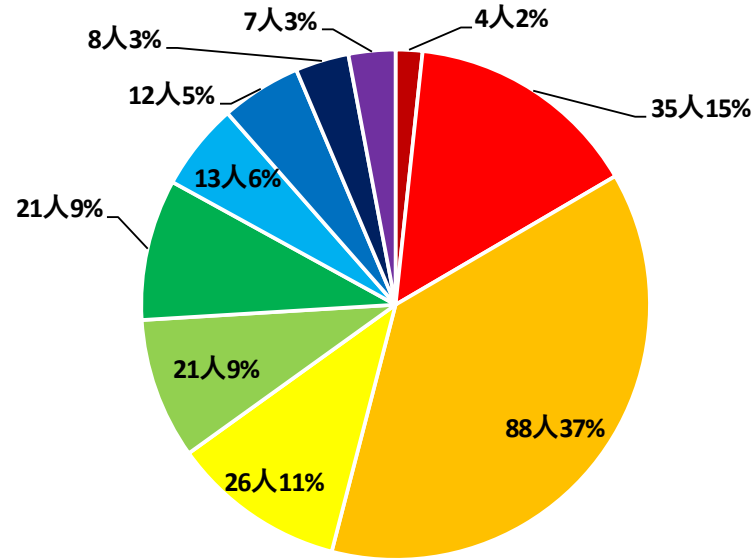
発症者年齢別割合

(1/1-4/21)

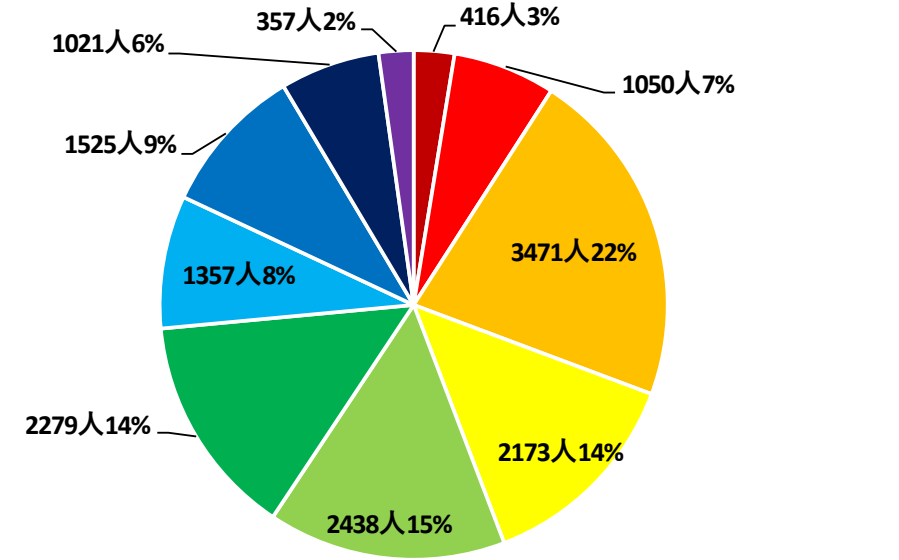
N501Y (N=458)



R1 [E484K(+).N501Y(-)] (N=235)



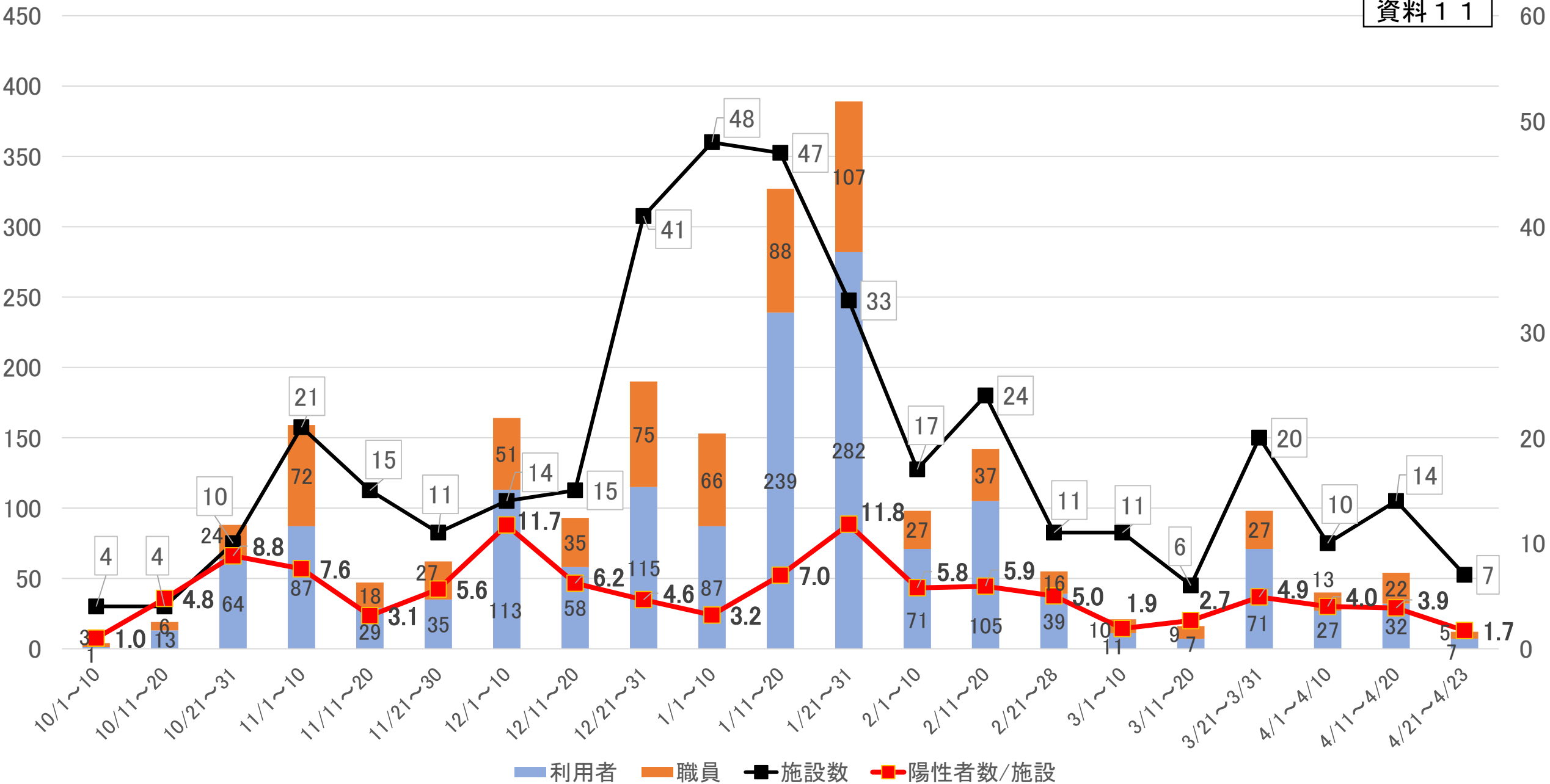
その他 (欧州系統等) (N=160087)



高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

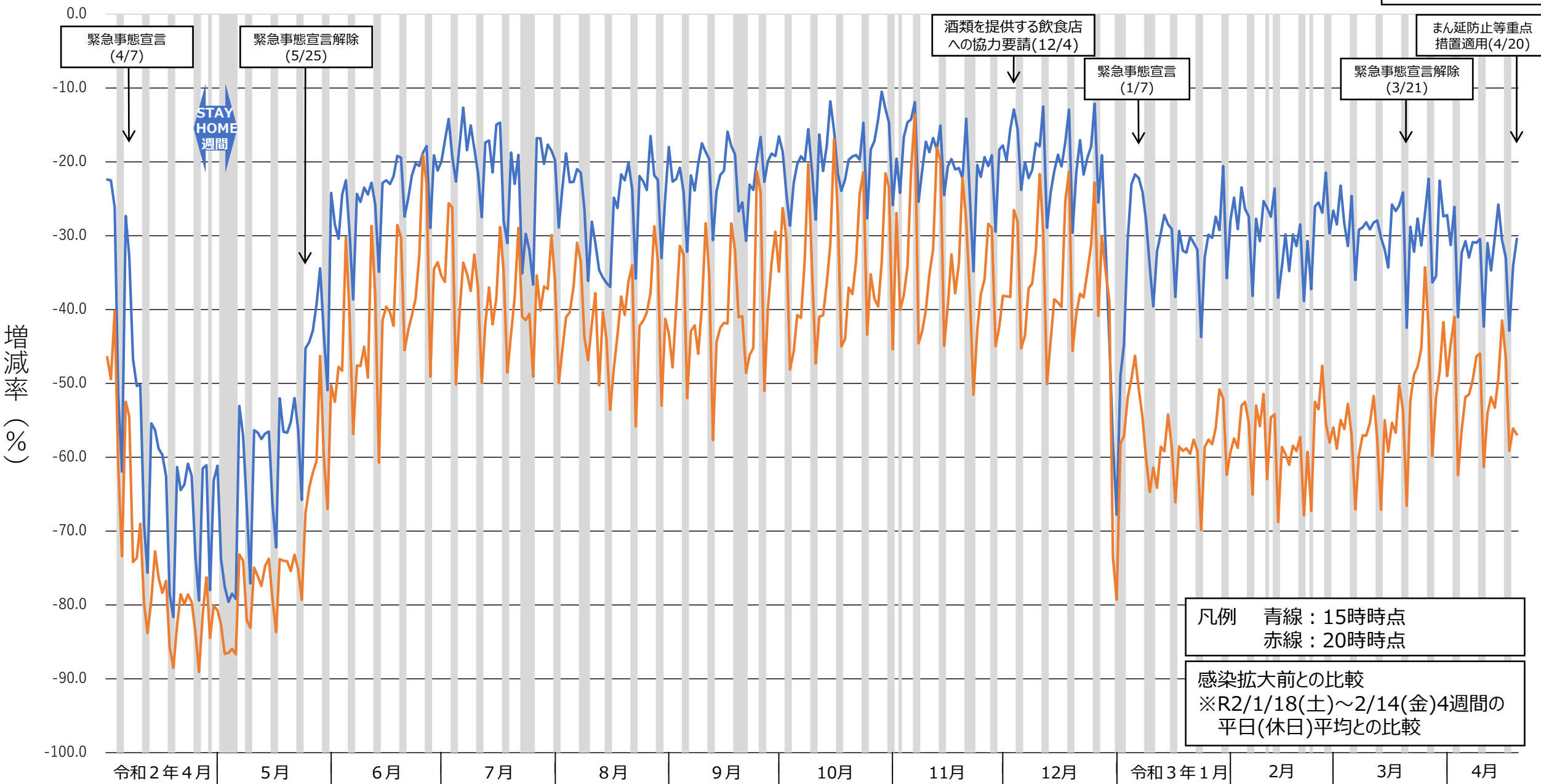
(10日間ごと、初発日ベース) 令和3年4月23日現在

資料 1 1



大宮駅周辺（半径500m）1日当たり滞在者増減率（居住者を含まない）

資料 1 2



凡例 青線：15時時点
赤線：20時時点

感染拡大前との比較
※R2/1/18(土)~2/14(金)4週間の
平日(休日)平均との比較

※データ出典：KDDI Location Analyzer (KDDIがauスマートフォンユーザー同意のもとで取得し、誰の情報であるかわからない形式に加工した位置情報データおよび属性情報 (性別・年齢層) を使用しています。)

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について（案）

資料13

令和3年4月24日

本県の感染状況については、4月23日に207人の新規陽性者を確認し、特に、東京都区部と接する県南部において、新規陽性者の増加が続いています。

そこで、埼玉県における重点措置を講じるべき区域を新たに指定し、以下のとおり協力を要請いたします。

I まん延防止等重点措置の対象区域

(1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）

- ・さいたま市及び川口市（令和3年4月16日（金）に指定済）
- ・川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町（新たに指定）

(2) 措置区域以外

措置区域を除く、埼玉県全域

II 実施期間

(1) 措置区域

令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

ただし、Ⅲ、Ⅳ及びⅤに掲げる要請内容等は、令和3年4月28日（水）からとする。

(2) 措置区域以外

令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

ただし、Ⅲ、Ⅳ及びⅤに掲げる要請内容等は、令和3年4月28日（水）からとする。

(3) まん延防止等重点措置 終了後【埼玉県全域】

※ **措置区域以外**と同様の要請

令和3年5月12日（水）から令和3年5月19日（水）まで

措置区域図（令和3年4月28日（水）～5月11日（火））



Ⅲ まん延防止等重点措置等 の内容

<県民に対して>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第2項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店に不要に出入りしないこと 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店に不要に出入りしないこと
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県境をまたぐ移動の自粛（特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している緊急事態措置区域（東京都や大阪府など）との往来を控えるよう強く要請） 加えて、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来を控えること ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く） ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路上・公園などにおける飲酒などを控えること ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと 	

<事業者に対して>

○飲食店に対して

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月28日（水）午前0時から 令和3年5月11日（火）午後12時まで ・ 内容：営業時間 午前5時から午後8時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請） 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和3年4月28日（水）午前0時から 令和3年5月11日（火）午後12時まで ・ 内容：営業時間 午前5時から午後9時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 ただし、一人飲み、同居家族（介助者を除く）だけのグループを除く。 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月12日（水）午前0時から 令和3年5月19日（水）午後12時まで ・ 内容：営業時間 午前 5時から午後9時まで 酒類提供時間 午前11時から午後8時まで <ul style="list-style-type: none"> ◇ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛</p> <p><input type="checkbox"/> 特措法施行令第5条の5に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など)</p> <p><input type="checkbox"/> 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)</p> <p><input type="checkbox"/> 手指消毒の呼びかけ</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛</p> <p>その他のお願い</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む)など</p> <p><input type="checkbox"/> 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など)</p> <p><input type="checkbox"/> 手指消毒の呼びかけ</p>

<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインの使用・遵守 ※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。

<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食店における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個室」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

○事業者に対して

措置区域	措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <p>○ 職場等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）。在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車通勤の推奨（特に、東京都など緊急事態措置区域等への出張を控えるなど、出勤者数の削減に努めること） ・ 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底 ・ 職場・寮における感染防止対策の徹底 ・ 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ <p>○ 人流抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨 	

○催物（イベント等）について

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 催物（イベント等）の開催制限</p> <p>【人数上限】5,000人</p> <p>【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：100%以内 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：50%以内 → 人数上限、収容率の人数のいずれか小さい方とする （ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない）</p> <p>※ あわせて、営業時間を【措置区域内】午後8時まで（酒類の提供は、終日自粛） 【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は、終日自粛。ただし、5/12以降は午後8時まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること 	

○劇場等、遊興施設等（飲食店以外の特措法施行令第11条第1項に規定する施設等）に対して

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="159 268 376 304">その他のお願い</p> <p data-bbox="159 325 658 362">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="197 384 1099 1305" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 384 1099 639">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を終日、自粛するとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="197 743 1099 1166">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を終日、自粛する。 <li data-bbox="197 1214 1099 1305">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。 	<p data-bbox="1122 268 1339 304">その他のお願い</p> <p data-bbox="1122 325 1621 362">○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul data-bbox="1160 384 2063 1305" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1160 384 2063 695">・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を終日（ただし、5/12以降は午後8時まで）、自粛するとともに、人数要件及び収容率等を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 <li data-bbox="1160 743 2063 1166">・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を終日（ただし、5/12以降は午後8時まで）、自粛する。 <li data-bbox="1160 1214 2063 1305">・ 業種ごとのガイドライン及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守、入場整理を徹底すること。

<教育委員会に対して>

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第7項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請 	

<交通事業者に対して>

措置区域	措置区域以外
その他の要請 <ul style="list-style-type: none"> 5月11日までの間において、平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等や主要ターミナルにおける検温等、必要な感染防止対策を要請 	

IV まん延防止等重点措置等 とあわせた県の対応

措置区域	措置区域以外
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県主催イベント等の取扱い 県主催イベント・行事については、原則として、中止、延期又は規模縮小などを行う。 ○ 屋内県有施設取扱い 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる感染防止対策を講じ、主催者に徹底させることを条件として開館する。 <p><感染防止対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 以下の行為を伴う利用は禁止 <ul style="list-style-type: none"> 飲食・飲酒（利用者の持ち込みによるものも含む）、宿泊施設・シャワー等の使用 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等） 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く） その他、県が定める措置を逸脱する等の行為 ◇ 以下の対策を徹底 <ul style="list-style-type: none"> マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策。諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINEコロナお知らせシステム）の導入 その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守 	

V ゴールデンウィーク期間等における感染拡大防止への協力のお願い

<移動・往来、帰省>

措置区域	措置区域以外
その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が拡大していることに鑑み、ゴールデンウィーク期間中の『日中を含む、不要不急の外出や移動』は控えてください。 ・ 帰省・旅行については、延期又は自粛をお願いします。どうしても帰省する必要がある場合は、帰省までの間、感染リスクの高い場所に行くことを控えるなど、高齢者への感染につながらないように。 ・ 不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことは、避けてください。 ・ 外食は一人か同居家族（介助者を除く）だけで。同居家族以外との宅飲みも自粛を。買い物も一人で。 ・ テレワークの推進、学校でのオンライン授業の活用準備を促進 	

<イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）に際して>

措置区域	措置区域以外
その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底できない場合、イベント開催の自粛 ・ 感染状況に応じて、開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期、自粛 ・ 入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止対策の徹底 	その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止対策の徹底

<大規模小売店、商業施設>

措置区域	措置区域以外
その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 密集回避、感染防止対策を徹底するため、催物・バーゲンセール等の延期、自粛 	その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ 密集回避、感染防止対策を徹底するため、催物・バーゲンセール等の人数制限や入場整理など感染防止対策を徹底

※ 期間中の混雑が見込まれる県内百貨店やショッピングモール、テーマパーク等に対し、個別に要請を行う。

感染防止対策 街頭キャンペーン

県民の皆様へのお願い

- 緊急事態宣言措置区域（東京都や大阪府など）との往来はストップ！

- お家で過ごそう！



このマークの飲食店は、
命を守る安心店舗です。

まん延防止等重点措置実施期間における県立学校の部活動

1. 概要

感染症対策の更なる徹底と活動制限

➤ 期間

4月28日(水)から 5月11日(火)まで

➤ 対象

県立学校

2. 活動日数・時間等

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
7日以内	2時間程度	原則禁止	禁止

※ 当該期間が対外運動競技大会・コンクール等に出場する14日前に該当する場合は、県の部活動方針に基づく活動を認める。

※ 大会に向けた練習については、登録選手に絞るなど必要最小限の人数とする。

3. 活動の条件

飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)は原則として行わない。

4. 活動の工夫例

【運動部】

- ① 空手道、剣道、柔道など対人種目
 - ・ 素振りや体さばきの練習など、対人稽古を伴わない個人技能の習得
 - ・ 用具を共有しない活動
- ② バスケットボール、バレーボール、ハンドボールなど集団競技
 - ・ シュート練習やパス練習などの個人技能の習得
 - ・ 少人数による活動

- ③ 体操競技、陸上競技など個人種目
 - ・ フォームの練習など、補助を必要としない個人技能の習得
- ④ 全ての競技・種目に共通するもの
 - ・ 基礎トレーニングやストレッチなど、個人で行える活動

【文化部】

- ① 吹奏楽、合唱、演劇など
 - ・ 活動場所を分けたパート練習や屋外での練習など、身体的距離を確保した活動
 - ・ 楽器や楽譜、プリント類の共有をしない活動